

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
3. 男女平等参画を推進する社会づくり					
(3) 推進体制					
ア. 都における体制					
206	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	男女平等参画に関する事項の基礎調査	男女平等参画に関する事項の基礎調査を実施。	生活文化局
207	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲)	(参照No. 203)	(参照No. 203)	生活文化局
208	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。(再掲)	(参照No. 199)	(参照No. 199)	生活文化局
209	研修の実施	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。(再掲)	・「人権・同和問題科(基礎)」(参照o. 151)	・「人権・同和問題科(基礎)」(参照o. 151)	総務局
		男女平等研修 職員を対象に男女平等参画に関する研修を実施します。(再掲)	(参照No. 151, 189)	(参照No. 151, 189)	各局
イ. 相談(都民からの申出)					
210	男女平等参画に関する総合相談	ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談等に対応した総合相談を実施します。(再掲)	・一般相談 総相談件数15,582件 (DV相談4,815件含む) ・配偶者相談支援センターの総合相談(参照No.108) ・特別相談 ・男性相談 ・自助グループ活動支援事業 ・相談員のためのスーパーバイズ	・一般相談 総相談件数17,692件 (DV相談5,717件含む) ・配偶者相談支援センターの総合相談(参照No.108) ・特別相談 ・男性相談 ・自助グループ活動支援事業 ・相談員のためのスーパーバイズ	生活文化局
211	福祉相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。(再掲)	(参照No. 108)	(参照No. 108)	福祉保健局
212	労働相談	賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。(再掲)	(参照No. 9、152)	(参照No. 9、152)	産業労働局
213	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲)	(参照No. 206)	(参照No. 206)	生活文化局

平成22年度 東京都男女平等参画施策の実施状況報告

No.	事業名	事業概要	平成22年度 事業計画	平成22年度 事業実績	所管局
ウ. 区市町村や事業者等との連携					
214	男女平等参画を進める会の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関し、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、報告等を行います。	総会 1 回	総会 2 回	生活文化局
215	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 年 3 回 ・15 都道府県主管課長会議 年 1 回 ・大都市主管課長会議 年 1 回	・区市町村男女平等参画施策担当者連絡会議 (区 3 回、市町村 1 回) ・15 都道府県主管課長会議 年 1 回 ・大都市主管課長会議 年 1 回	生活文化局
216	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	年 1 回	インターネットで公表	生活文化局
217	行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議の開催	男女雇用平等、仕事と家庭との両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催します。	年 1 回	年 1 回	産業労働局
218	女性センター連絡会議等の開催	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内のセンター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	館長等会議 年 2 回	館長等会議 年 2 回 平成22年6月4日	生活文化局
219	区市町村職員等への研修の実施	区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	・男女平等推進担当職員研修 実務編 1 回・実践編 2 回・応用編 1 回	・男女平等推進担当職員研修 実務編 1 回・実践編 2 回・応用編 1 回 延べ107名参加	生活文化局
			・相談員のためのスーパーバイズ 月 1 回 ・相談員養成講座 講義 2 回・演習 4 回	・相談員のためのスーパーバイズ 月 1 回 ・相談員養成講座 講義 2 回・演習 4 回 延べ195名参加	
220	アジア大都市ネットワーク21共同事業 「女性の社会参画」への参加	男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組みます。	「アジア大都市セミナー」への参加	「アジア大都市セミナー」への参加 22年度実績なし	生活文化局

*は、「男女平等参画のための東京都行動計画」(平成19年3月)策定以降の新規事業